



# 角田会計かわら版

平成28年11月号  
No126

Since 1991.3



早いもので

## 《年末調整の季節となりました！》

- ★ 年末調整関係書類が税務署から届きましたら、各担当にお渡し頂くか、角田会計までご送付、またはご持参下さい。
- ★ 角田会計から届く、扶養・保険料兼配偶者特別控除申告書等及び各個人に届く控除証明書等は12月5日までに返送または巡回の際に各担当にお渡し下さい。
- ★ 紛失による再発行等で、マイナンバーを再取得された方は、年末調整で最新のマイナンバーが必要となりますのでご注意ください。

## 平成28年の年末調整から変わります

H27. 11発行のかわら版で予告致しましたが、国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、一定の資料を添付しなければならないことになりました。

一定の資料とは・・・

- ① 親族関係書類
  - ② 送金関係書類
- ・・・のことです。

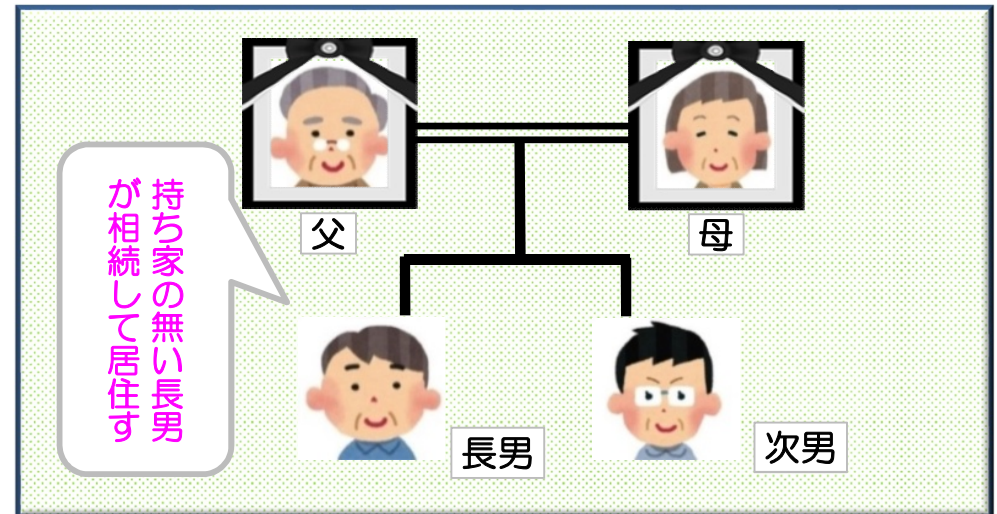
①と②が外国語で作成されている場合には、**翻訳文を添付**しなければなりません。

①と②の書類に関しては、各担当にお問い合わせください。ご説明させていただきます。

連載 4回目(全4回)

## 《相続税 ～うちって相続税ってかかるの?～》

◎ケース4 「持ち家の無い長男が相続した場合、相続税はどうか？」



### 母名義の遺産1億円だったら

内訳	預貯金	1,500万円
	土地	8,000万円
	建物	500万円

土地8,000万円に対して 小規模宅地の特例適用  
→**80%減額** (330㎡を限度)

遺産 3,600万円 …1,500+1,600+500  
基礎控除 ▲4,200万円

**税金はかかりません!**

※一般的な家族構成と遺産額の設定は、わかり易い数字を使用しました。

I.P.brain

認定経営革新等支援機関

角田英夫税理士事務所



〒252-0021 座間市緑ヶ丘5-4-24

☎ 046-252-1662

FAX 046-252-1620

ご不明な点は担当までお問い合わせ下さい

<http://www.tsunoda-kaikei.com>